

特定個人情報保護評価書第三者点検結果（素案からの追加・変更点）

1 区民意見募集、第三者点検での意見等の評価書への反映

特になし

2 評価書素案の内容を再点検した結果による修正（ _____ は、変更部分）

頁	項目	変更後	変更前	変更理由
3 ～ 5	I 基本情報 2 特定個人情報ファイル を扱う業務において使用するシステム 「システム1～5」 ③他のシステムとの接続	「庁内連携システム」 の「○」を削除	「庁内連携システム」 に「○」	評価書記載の「システム1」～「システム5」 については、庁内連携 システム（共通連携基 盤）を介さず、直接連 携するため

3 区民意見募集、第三者点検の実施状況を反映

58 頁	VI 評価実施手続	
	2. 国民・住民等からの意見の聴取	
	①方法	実施に当たっては、区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総合庁舎その他区有施設39か所において評価書及び評価書に係る資料を公開し、広く区民等の意見を求めた。
	②実施日・期間	平成28年8月5日から平成28年9月5日まで
	③期間を短縮する 特段の理由	期間短縮なし
	④主な意見の内容	・マイナンバーカードの発行においてシステム障害が相次ぐなど、制度の仕組みが不安定なため見直しが必要である。
	⑤評価書への反映	追記及び記載の変更は行わない。なお、全ての意見に対する検討結果は公式ホームページ等で公表する。
	3. 第三者点検	
	①実施日	平成28年10月17日
	②方法	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。
	③結果	平成29年度から個人番号を記載して通知することとなる、給与所得からの特別徴収税額通知書の送付方法に関すること、特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。 税額通知書の送付方法については地方税法の規定に沿って適切に行うこと、特定個人情報の取り扱いについてはリスク管理も含めて細心の注意を払っていくことを説明した。 そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。

以 上